

日本における地方自治体による同性愛者の パートナーシップ制度の導入と社会的影響

【代表者】

吉田道代 和歌山大学 観光学部 教授

【共同研究者】

新ヶ江章友 大阪市立大学 人権問題研究センター 准教授

【研究概要（申請書より抜粋）】

2015年11月15日に東京都渋谷区が同性パートナーシップを認定する条例、世田谷区が要綱を施行して以来、類似の制度を持つ自治体は20にのぼり、導入予定・検討中の自治体も多数ある（2019年4月1日現在）。吉田・新ヶ江は、これまでに、制度を導入した9自治体について聞き取り調査を実施し、また当事者の活動家や市民への聞き取り調査も行い、同性パートナーシップ条例の導入において当事者の活動家による影響が大きいことを確認してきた。しかし、こうした要綱・条例が、推進活動に直接関わりを持たない同性愛者たちにとってどういう意味を持つかについてはまだ明らかにできていない。また、既存の研究においても、同性パートナーシップを認定する制度について、これを利用した人々の考えを探る調査はあるが、そうでない同性愛者を対象とした調査は多くない。そこで、本研究では、引き続き同性パートナーシップを認知する制度を導入した自治体について、制度導入のきっかけや経緯を調査していくとともに、同性愛者の活動家や市民を対象に、制度に対する意見を明らかにしていきたい。また、これまでは、質的調査が中心であったが、同性愛者を対象とする量的調査（アンケート）も実施し、これまで聞き取りからえられた当事者の意見を当事者全体の中に位置づけ、その内容を明らかにしていくことを本研究の目的とする。